

# コロナ禍で、仕事で困っている あなたへ

あなたがもらえる可能性のある雇用関係の給付金を  
チェックしましょう

休業手当  
がもらえ  
なかった



休業  
支援金



仕事を  
やめて  
職探し中



雇用  
保険  
(求職者給付)



雇用保険  
が対象外  
だった



求職者  
支援制度  
(職業訓練受講給付金)



裏面のチャートで、あなたが使える支援策をチェック！

これらの雇用関係の給付金以外にも、  
緊急小口資金等の特例貸付、住居確  
保給付金、生活保護制度があります。  
こちらをご覧ください



(緊急小口資金等の  
特例貸付、住居確保  
給付金)



(生活保護制度)



# チェックシート

該当するか見てみましょう！

コロナ禍で会社が休業したり、シフトを減らされたが、会社から休業手当が出ない

はい

勤め先は中小企業である

はい

いいえ

シフト制や日々雇用で常態的に働いていた

R2.10.1以降に休業した

はい

はい

R2.4.1～R2.6.30またはR3.1.8以降に休業した

はい

## 休業支援金

新型コロナの影響により休業させられたにもかかわらず、会社から休業手当を受けることができなかった方に、給与の**最大8割**が給付されます。

※対象期間等が該当しない方は、例外もありますので厚労省HPを御覧ください。

仕事を探している

はい

勤め先をやめた

はい  
(離職した)

いいえ  
(在職中)

やめる前に1年(※)以上、週20時間以上働いていた  
※解雇等の場合は6か月以上

はい

いいえ

## 雇用保険 (求職者給付)

雇用保険に入っていた方が離職し、再就職に向けて活動する場合に、給与の**最大8割**が給付されます。

※職業訓練を受けながら受給することができます。訓練受講中は雇用保険の支給が延長されます。

## 求職者 支援制度

(職業訓練受講給付金)

雇用保険を受けられない方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受けながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

※働いていても、収入が一定額以下であれば利用できます。

雇用保険の給付日数が終了した